○弘前地区環境整備事務組合財政調整基金条例

昭和46年3月25日 条 例 第 1 号

改正 平成5年6月28日 条例第1号

(設置)

第1条 弘前地区環境整備事務組合会計の財政調整のため弘前地区環境整備事 務組合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 会計年度において生じた剰余金のうち2分の1を下らない金額を、剰余金を生じた年度の翌々年度までに基金に積み立てるものとする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方 法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代える ことができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り 入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ とができる。

(処分)

- 第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合に限り、第1条に定める目的 のために基金の全部又は一部を処分することができる。
 - (1)経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該 不足額をうめるための財源に充てるとき。
 - (2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。
 - (3) 緊急に実施することが必要となった施設の整備事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
 - (4)長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
 - (5) 償還期間を繰り上げて行なう組合債の償還の財源に充てるとき。 (委任)
- **第7条** この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、 管理者が別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月28日条例第1号)

この条例は、弘前地区環境整備事務組合規約の一部を変更する規約(平成5

年青森県指令第2531号)の施行の日(8月12日)から施行する。